

令和6年度 任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限について

令和6年度の任意継続被保険者の保険料や保険給付などの算定の基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額または、令和5年9月30日現在の当組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額となります。

つきましては、令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、次のとおりとなります。（「けんぽだより2024年新年号」にて公示済です。）

標準報酬月額の上限 380,000円

（令和5年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額）

保険料適用期間 令和6年4月分から令和7年3月分まで

※「けんぽだより2024年新年号」は以下のURLからご覧いただけます。

[2024_winter.pdf \(daiyaku-kenpo.or.jp\)](#)